

2020年5月11日

新型コロナウイルス感染症に対する基本方針および対応について

(5月11日更新)

新潟食料農業大学
学長 渡辺 好明

本学では、新型コロナウイルス感染症への対策として、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、「感染しない・させない」「すべての学生・教職員および地域住民を守る」を原則とした対応にあたっています。

5月4日には、政府による緊急事態宣言について5月31日まで延長することが発表され、新潟県においては大学に対する休業要請は解除されたものの、引き続き都道府県をまたいでの移動や不要不急の外出等の自粛が要請されているところです。

こうした中、本学では5月11日からインターネットを利用した遠隔授業が開始されました。

新型コロナウイルス感染症との戦いは、かなりの長期にわたるものと思われます。原因、治療法、ワクチンが未だ明確ではない状況で、拡大・蔓延を押しとどめながら、流行のピークをなだらかにするためには、引き続き、各人が忍耐強く継続的に、自覚と節度を持った行動をすることが強く求められます。

学生・教職員には、この基本方針および対応に基づき、各種活動の制限を求めることとなりますが、こうした期間であっても、①規則的な生活リズムの維持と体力づくり、②自宅学習への主体的な取り組み、③他者への気遣い・思いやりという自覚の形成に努めてください。

1. 基本方針および対応に関する対象期間について

- (1) 2020年5月31日(日)までを期間とします。
- (2) ただし、期間内においても感染拡大の状況や政府方針等の動向により随時変更することとし、その内容は本学ホームページに掲載します。

2. 2020年度授業開始日および実施方法について

- (1) 前期授業開始日は2020年5月11日(月)からとします。
- (2) 授業の方法は、インターネットを利用した「遠隔授業」により実施することとし、原則として前期終了時まで継続します。
- (3) 本学の遠隔授業は、時間割に合わせて各科目の担当教員が動画・音声を実タイムで

配信するオンライン授業（同時双方向型・リアルタイム型）を中心に行いますが、授業の内容や学修の目的に応じて、以下の方法を効果的に組み合わせて実施します。

- 教員が予め録画した授業の動画を視聴する「録画配信型（オンデマンド型）」
 - 教員が予め配信した講義資料を視聴する「資料配信型」
 - 教員が与えた課題について教科書・参考書により自習する「自習中心型」
- (4) 実験・実習および実技を伴う授業については、一部内容を遠隔授業で補完しながら実際に大学に来て授業を受けることを想定しています。実施時期および感染防止策などの詳細については決定しだい周知します。
- (5) 自宅等において遠隔授業を受講するための環境が整わない学生には、必要な手続きを経た上で、大学が指定する教室等での受講を認めます。

3. 感染しない・させないための対応について

新型コロナウイルス感染症は、いつでも・誰でも感染するリスクがあります。

学生・教職員の皆さんには、自身の感染を防止することはもちろん、自身が大切な誰かに感染させてしまう可能性があることを自覚し、以下の事項を厳守してください。

(1) 日常生活の注意事項の厳守について

- 手洗い、うがい、外出時のマスク着用を徹底してください。
- 不用意に人に触れないようにしてください。また誰かに触れる前後には必ず手を洗うようにしてください。
- 不要不急の外出は厳に控えてください。
- 特に不特定多数の人が接触する恐れが高く、「1. 換気の悪い密閉空間」、「2. 多数が集まる密集場所」、「3. 間近で会話や発声をする密接場面」が想定される環境は絶対に避けてください。

(2) 日々の健康管理の徹底について

- 各自、体温計を必ず用意してください。
- 健康状態のセルフチェックのためにも、毎朝・夕の検温を必ず行ってください。
- 発熱や咳などの風邪の症状、倦怠感、味覚・嗅覚の異常などが見られた場合、また感染者との濃厚接触が疑われる場合は、必ず胎内キャンパスの学務課（0254-28-9855）まで連絡してください。
- 教職員においては、体調不良や感染者との濃厚接触の疑いがある場合は、症状等を聞き取りの上、必要に応じて自宅待機とします。

(3) 移動に関する注意事項の厳守について

- すべての学生および教職員に対して5月31日までを当面の期間として、新潟県と他都道府県との往来および海外渡航を禁止します。また、新潟県外から移動してきた方との接触についても、新潟県への移動後14日間は可能な限り避けてください。
- やむを得ない事情により新潟県外との往来が必要な場合は、移動予定日の1週間前までに必ず胎内キャンパス事務局の学務課（0254-28-9855）まで連絡してください。

い。

- なお、大学が許可した場合においても、新潟県以外の都道府県から新潟へ移動した際は、14日間の自宅（またはアパート等）待機とし、健康観察を行います。

(4) 教育研究活動に関する行事・イベント等への参加自粛について

- 国・地域を問わず、不特定多数が参加する行事・集会・イベント等への参加は厳に自粛してください。

(5) 教職員の勤務上の留意事項について

- 5月11日以降、テレワークの要請を解除し、通常の勤務体制とします。
- 執務場所の分散、オンラインシステムによる会議の実施等、感染防止に努めることとします。

4. クラブ活動、アルバイト活動等について

(1) クラブ・サークル活動、ボランティア活動等について

- 5月31日までを当面の期間として、指定強化クラブ、活動支援クラブ、その他クラブ・サークル活動およびボランティア活動を禁止します。
- なお、指定強化クラブならびに活動支援クラブにおける、個別のトレーニング等については、監督の指示に従い行ってください。
- その他、地域連携プロジェクトとして実施される地域での課外活動については、担当教員の指示に従い行ってください。

(2) アルバイト活動について

- 自身の感染リスクはもちろん、家族や友人、地域の方々などへの感染リスクを踏まえ、可能な限り自粛してください。
- ただし、経済的な事情等により必要な場合は、感染防止に努めた上で実施してください。

5. 大学への来学について

学生ならびに外部の来訪者については、以下に記載する内容に基づく制限を行います。本学の見学、訪問等を希望される皆さまについては、ご理解・ご協力をお願いします。

(1) 本学学生について

- 5月31日までを当面の期間として、学生の来学を原則禁止します。
- 特別な事情により来学が必要な場合は、必ず事前に胎内キャンパス事務局の学務課（0254-28-9855）まで連絡してください。
- 来学が認められた場合は、来学当日までの期間、毎朝・夕の検温を徹底し、発熱や体調不良を感じた場合は、来学を中止してください。
- 来学する際は、マスクを着用の上、指定の入口から入館してください。

(2) 学外者について

① 新潟県内の方

- 新潟県内からの訪問については、事前にアポイントの上、ご来学ください。
- 来学時はマスク着用の上、必ず事務局にお立ち寄りください。
- 来学前は検温の上、発熱や体調不良を感じる場合は来学を中止してください。

② 新潟県以外の方

- 5月31日までを当面の期間として、新潟県外からの訪問を禁止します。
- 特別な事情により来学を希望される場合は、必ず事前に胎内キャンパス事務局の総務課（0254-28-9855）までご連絡ください。

6. 図書館の対応について

大学への来学制限ならびに感染防止の観点から、5月31日までを当面の期間として、胎内キャンパス図書館および新潟キャンパス図書室の利用等について以下のとおり制限します。

- (1) 図書館（室）への入館（入室）を禁止します。
- (2) ただし、以下のサービスについては限定的に提供します。
 - インターネットによる図書の貸出
 - 【教職員】図書館司書による引き渡し対応
 - 【学 生】郵送による対応（送料は利用者負担）
 - 電子ジャーナルの利用
 - 相互貸借の対応（ただし他の図書館の休館等により時間を要する場合があります）
 - メール・電話による調べもの相談・各種問合せ（図書館司書勤務時間のみとなります）

以 上